平成24年10月 1日

亀岡市議会議長 木曽 利廣 様

発議者 西口 純生

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議第1号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)の一部を 改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第4章 議会と市長等との関係(第8条 第10条)」を「第4章 議会と市長等との関係(第8条 第10条の2)」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(閉会中の文書による質問)

第10条の2 議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の 許可を得て文書により質問することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。